



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 70 2010年11月26日

台湾商標の公費部分改定

台湾商標局のホームページ掲示欄により、商標新規出願並びに更新出願の公費を改定する旨公告されました。

暫定施行日は2011年2月1日であるが、改定公費の内容が次の通りとなる。

* 新規出願：第1～34類迄の指定商品において同一区分の商品が20品目以下の場合、1区分につき公費はNT\$3,000.-となる。20品目を超過した場合、1品目につきNT\$200.-【約600円前後】の公費を加算する。

第35～45類迄の指定役務において1区分につき公費はNT\$3,000.-となる。但し、第35類役務中の「特定商品の小売りサービス」について、五つ目の役務を超過した場合、1役務につきNT\$500.-【約1,500円前後】を加算する。

電子出願の場合、上記所定公費から1件につきNT\$300.-の公費引下げとする。又、その全指定商品又は役務が電子出願システム中の参考商品名／役務名と一致した場合、更に分類毎にNT\$300.-の公費引下げとする。

* 更新出願：更新申請が許可される前、該手続の取下げ申請をした場合、納付済み公費の返却申請が可能となる。

注): 下線部分は、改定箇所であります。